政情発１０１６第５号
令和８年 10 月 16 日

都 道 府 県 知 事
各 市 区 町 村 長 殿
地方厚生（支）局長

厚生労働省政策統括官（情報政策担当）
（ 公 印 省 略 ）

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布及び施行について

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和８年厚生労働省令第 148 号）が、別添のとおり、本日（令和８年 10 月 16 日）公布され、同日施行されたところです。

その趣旨及び内容については下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知の上、関係団体、関係機関等に周知願います。

記

第１　改正の趣旨

医療法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 87 号）により、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号。以下「法」という。）が改正され、電子診療録等情報を全国の医療機関等の間で共有できるよう、電子カルテ情報共有サービスの構築を進めているところ、健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループ等での検討を踏まえ、医療ＤＸの推進を図るため所要の改正を行うもの。

第２　改正の内容

１　法第 12 条の３第１項に規定する電子診療録等情報について、健診に関する情報を追加する。

２　１の改正に伴い、法第 12 条の３第２項による国民による電子診療録等情報の閲覧、医師等に対する電子診療録等情報の提供及び医師等による電子診療録等情報の閲覧を可能とする情報について、健診に関する情報を追加する。

３　１の改正に伴い、医療保険者等について、電子診療録等情報（健診実施時点で当該医療保険者等の被保険者等である者の健診に関する情報に限る。）の当該医療保険者等に対する提供又は当該医療保険者等による閲覧を可能とする規定を新設する。

４　法第 12 条の３第２項に規定する厚生労働省令で定める場合に、電子診療録等情報（健診に関する情報に限る。）の利用に関して、健診を受診した者の同意が得られた場合を追加する。

５　その他所要の改正を行う。

第３　施行期日

公布の日（令和８年 10 月 16 日）から施行する。

別添

○厚生労働省令第百四十八号

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条の三第一項及び第二項の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月十六日　厚生労働大臣　上野賢一郎

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（電磁的方法による処方箋の提供） **第九条**　法第十二条の二第一項の規定による機構又は連合会に対する処方箋の提供は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号。以下「機構法」という。）第十八条第一項第三号イからホまでに掲げる業務及びこれらに附帯する業務又は法第三十五条第二項各号に掲げる業務において使用する電子情報処理組織（以下「電子処方箋管理サービス」という。）を使用する情報の送付方法により行うものとする。 （電磁的方法により処方箋に記録された情報の閲覧等） **第十条**　（略） 2　法第十二条の二第二項の規定による調剤を実施する薬局に対する処方箋の提供は、電子処方箋管理サービスを使用する情報の送付方法により行うものとする。 （薬剤師が行う電磁的方法による調剤済みとなった処方箋等の情報の提供） **第十三条**　法第十二条の二第三項の規定による機構又は連合会に対する情報の提供は、電子処方箋管理サービスを使用する情報の送付方法により行うものとする。 （機構又は連合会が行う電磁的方法による調剤済みとなった処方箋等の情報の提供） **第十五条**　法第十二条の二第四項の規定による前条に掲げる者（患者を除く。）に対する法第十二条の二第三項の情報の提供は、電子処方箋管理サービスを使用する情報の送付方法により行うものとする。 2　（略）	（電磁的方法による処方箋の提供） **第九条**　法第十二条の二第一項の規定による機構又は連合会に対する処方箋の提供は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。 （電磁的方法により処方箋に記録された情報の閲覧等） **第十条**　（略） 2　法第十二条の二第二項の規定による調剤を実施する薬局に対する処方箋の提供は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。 （薬剤師が行う電磁的方法による調剤済みとなった処方箋等の情報の提供） **第十三条**　法第十二条の二第三項の規定による機構又は連合会に対する情報の提供は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。 （機構又は連合会が行う電磁的方法による調剤済みとなった処方箋等の情報の提供） **第十五条**　法第十二条の二第四項の規定による前条に掲げる者（患者を除く。）に対する法第十二条の二第三項の情報の提供は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。 2　（略）

（電磁的方法によらない処方箋に記載又は記録した情報の提供）

第十六条　法第十二条の二第五項の規定による機構又は連合会に対する同項の情報の提供は、電子処方箋管理サービスを使用する情報の送付方法により行うものとする。

（患者の生命又は身体の保護のために必要な情報の提供の求め）

第十八条　法第十二条の二第六項又は第七項の規定による機構又は連合会に対する前条の情報の提供の求めは、電子処方箋管理サービスを使用する情報の送付方法により行うものとする。

（患者の生命又は身体の保護のために必要な情報の提供）

第十九条　法第十二条の二第八項の規定による医師若しくは歯科医師又は薬剤師に対する第十七条の情報の提供は、電子処方箋管理サービスを使用する情報の送付方法により行うものとする。

（電磁的方法による電子診療録等情報の提供）

第十九条の三　法第十二条の三第一項の規定による機構又は連合会に対する電子診療録等情報（同項に規定する電子診療録等情報をいう。以下同じ。）の提供は、機構法第十八条第一項第四号各号に掲げる業務及びこれらに附帯する業務又は法第三十五条第三項各号に掲げる業務において使用する電子情報処理組織（第十九条の五第三項において「電子カルテ情報共有サービス」という。）を使用する情報の送付方法により行うものとする。

（法第十二条の三第一項の厚生労働省令で定めるもの）

第十九条の四　法第十二条の三第一項に規定する診療録その他の心身の状況に関する記録に係る情報であって厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一・二　（略）

三　次に掲げる情報

イ～ハ　（略）

ニ　アレルギー反応その他薬剤等への曝露により生ずる医療の提供に当たって注意を要する反応に関する情報

四　（略）

五　健康診査又は健康診断に関する情報

六　（略）

（電磁的方法による電子診療録等情報の閲覧等）

第十九条の五　（略）

２　法第十二条の三第二項の規定による国民による電子診療録等情報の閲覧は、次に掲げる情報についてのみ行うものとする。

一～五　（略）

六　前条第五号に掲げる情報（国民が閲覧することにより、国民に対する良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するものに限る。）

七　前条第六号に掲げる情報のうち必要な情報

３　法第十二条の三第二項の規定による同項に規定する医師等に対する電子診療録等情報の提供又は医師等による電子診療録等情報の閲覧は、電子カルテ情報共有サービスを使用する情報の送付方法又は表示方法により行うものとする。

（電磁的方法によらない処方箋に記載又は記録した情報の提供）

第十六条　法第十二条の二第五項の規定による機構又は連合会に対する同項の情報の提供は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。

（患者の生命又は身体の保護のために必要な情報の提供の求め）

第十八条　法第十二条の二第六項又は第七項の規定による機構又は連合会に対する前条の情報の提供の求めは、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。

（患者の生命又は身体の保護のために必要な情報の提供）

第十九条　法第十二条の二第八項の規定による医師若しくは歯科医師又は薬剤師に対する第十七条の情報の提供は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。

（電磁的方法による電子診療録等情報の提供）

第十九条の三　法第十二条の三第一項の規定による機構又は連合会に対する電子診療録等情報（同項に規定する電子診療録等情報をいう。以下同じ。）の提供は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。

（法第十二条の三第一項の厚生労働省令で定めるもの）

第十九条の四　法第十二条の三第一項に規定する診療録その他の心身の状況に関する記録に係る情報であって厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一・二　（略）

三　次に掲げる情報

イ～ハ　（略）

ニ　アレルギーに関する情報

四　（略）

（新設）

五　（略）

（電磁的方法による電子診療録等情報の閲覧等）

第十九条の五　（略）

２　法第十二条の三第二項の規定による国民による電子診療録等情報の閲覧は、次に掲げる情報についてのみ行うものとする。

一～五　（略）

（新設）

六　前条第五号に掲げる情報のうち必要な情報

３　法第十二条の三第二項の規定による同項に規定する医師等（以下この条において「医師等」という。）に対する電子診療録等情報の提供又は医師等による電子診療録等情報の閲覧は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法又は表示方法により行うものとする。

4　法第十二条の三第二項の規定による同項に規定する医師等（健診情報提供等対象医療保険者等（第十九条の七に規定する健診情報提供等対象医療保険者等をいう。以下この項及び次項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）に対する電子診療録等情報の提供又は医師等による電子診療録等情報の閲覧は、次に掲げる情報についてのみ行うものとする。

一～六　（略）

七　前条第五号に掲げる情報（医師等に対し提供すること又は医師等が閲覧することにより、国民に対する良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するものに限る。）

八　前条第六号に掲げる情報のうち必要な情報

5　法第十二条の三第二項の規定による同項に規定する医師等（健診情報提供等対象医療保険者等に限る。以下この項及び次条第一号において同じ。）に対する電子診療録等情報の提供又は医師等による電子診療録等情報の閲覧は、前条第五号に掲げる情報（当該健診情報提供等対象医療保険者等のその医療保険加入者（第十九条の七に規定する医療保険加入者をいう。）に係る情報であって、医師等に対し提供すること又は医師等が閲覧することにより、国民に対する良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するものに限る。）についてのみ行うものとする。

（法第十二条の三第二項の厚生労働省令で定める場合）

第十九条の六　法第十二条の三第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　電子診療録等情報の利用（前条第五項の規定による医師等に対する提供又は医師等による閲覧に係るものに限る。）に関する健康診査又は健康診断を受けた者の同意が得られた場合

二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（法第十二条の三第二項の厚生労働省令で定める者）

第十九条の七　法第十二条の三第二項の厚生労働省令で定める者は、当該患者に医療を提供する歯科医師若しくは薬剤師又は健診情報提供等対象医療保険者等（医療保険者等（介護保険法第七条第七項に規定する医療保険者（国民健康保険法の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）とともに行う国民健康保険にあっては、市町村）又は高齢者の医療の確保に関する法律第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下この条において同じ。）であって、健康診査又は健康診断を受けた者が当該健康診査又は健康診断を受けた時点において当該医療保険者等の医療保険加入者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第四項に規定する加入者及び同法第五十条に規定する後期高齢者医療の被保険者をいう。）であるものをいう。）とする。

4　法第十二条の三第二項の規定による医師等に対する電子診療録等情報の提供又は医師等による電子診療録等情報の閲覧は、次に掲げる情報についてのみ行うものとする。

一～六　（略）

（新設）

七　前条第五号に掲げる情報のうち必要な情報

（新設）

（法第十二条の三第二項の厚生労働省令で定める場合）

第十九条の六　法第十二条の三第二項の厚生労働省令で定める場合は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときとする。

（新設）

（法第十二条の三第二項の厚生労働省令で定める者）

第十九条の七　法第十二条の三第二項の厚生労働省令で定める者は、当該患者に医療を提供する歯科医師又は薬剤師とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。